



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ



増値税税額控除証憑の 控除期限延長

2009年11月9日付で《国家税務総局：増値税税額控除証憑の控除期限調整の関連問題に関する通知》¹が公布され、2010年1月1日より執行されることになりました。2009年12月31日以前に発行される増値税税額控除証憑は、現行規定に従って執行されます。具体的には増値税税額控除の控除申告期限を現行の90日から180日に延長することになります。本通知は一部の納税者から90日という期間が短いため税額控除証憑の申告期限に間に合わないケースがあるという意見に対応するためのものであると言えます。

1. 申告期限

発票の種類に応じて以下のように仕入れ税額控除手続きを行います。

	発票種類	期限（180日）以内	期限超過
(1)	増値税専用発票	税務機関にて認証を行うとともに、認証を通過した翌月の申告期間内に、主管税務機関に仕入れ税額控除を申告	合法的な増値税税額控除証憑として仕入れ税額控除計算をしてはならない。
(2)	道路内陸河川貨物運輸業統一発票		
(3)	自動車販売統一発票		
(4)	「照合後控除」管理弁法を実行する増値税一般納税人が取得する税関の輸入増値税専用納付通知書 ²	主管税務機関に《税関完税証憑控除リスト》 ³ を送付し査察照合を申請	

¹ 国税函[2009]617号

² ここでは「照合後控除」管理弁法を実行する増値税一般納税人が取得するものが対象になります。

³ 紙ベース資料と電子データを含みます。

(5)	「照合後控除」管理弁法を実行していない増値税一般納税人が取得する税関の輸入増値税専用納付通知書 ⁴	主管税務機関に控除仕入税額を申告。	同上
-----	--	-------------------	----

2. 紛失

増値税一般納税人が発行済みの増値税専用発票を紛失した場合、発行日より 180 日以内に以下のような手続きを行う必要があります。

紛失状況	
既発行専用発票の発票綴りと控除綴りを紛失	紛失前に認証している場合 購買方は販売方が提供する相応する専用発票記帳綴りコピー及び販売方所在地主管税務機関が発行する《紛失増値税専用発票の税務申告済み証明票》に基づいて、購買方の主管税務機関の審査同意後、増値税仕入れ税額の控除証憑とすることができる。
	紛失前に認証していない場合 購買方は販売方が提供する相応する専用発票記帳綴りコピーに基づいて、主管税務機関で認証を行い、認証が一致する場合当該専用発票記帳綴りコピー及び販売方所在地税務機関が発行する《増値税専用発票紛失に関する税務申告済み証明票》に基づいて、購買方主管税務機関の審査同意を経た後に、増値税仕入れ税額の駆除証憑とすることが可能。
既発行専用発票の控除綴りを紛失	紛失前に既に認証している場合 専用発票発票綴りコピーを検査に備えて保存することが可能。
	紛失前に認証していない場合 専用発票発票綴りを使用して主観税務機関で認証し、専用発票発票綴りのコピーを検査に備えて保存することが可能。
既発行専用発票の発票綴りを紛失	専用発票の控除綴りを記帳証憑として、専用発票控除綴りのコピーを検査に備えて保存することが可能。
税関納付通知書を紛失	発行日より 180 日以内に通関地税関が発行した関連納税証明を持って主管税務機関に控除申請を提出。

以 上

⁴ 「照合後控除」管理弁法を実行する増値税一般納税人が取得するもの。

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。